

## 自動継続型「年金定期預金」

令和 8 年 4 月 1 日現在

1. 商品名	・ 自動継続型「年金定期預金」
2. 販売対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当金庫で公的年金（国民年金・厚生年金・共済年金）をお受取りになられている個人の方、もしくは、受給権発生日以降、当金庫でお受け取り手続きを完了したことが確認でき、かつ半年以内にお受け取りを開始される個人の方。</li> </ul> <p>(注) 諸事情により公的年金のお受取りが全額停止されるなど、公的年金のお受取りが当金庫お受取り指定口座で確認できない場合または各種証書や証明書により確認できない場合はお預入れの対象となりません。</p>
3. 期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定型方式…1 年</li> <li>・ * 自動継続（元金継続のみ）でのお取扱いとなります。元利金継続でのお取扱いはできません。</li> </ul>
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 (4) 預入店舗	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一括預入</li> <li>・ 1 口あたり 10 万円以上 1,000 万円以下 （お一人様、合計 1,000 万円以下となります）</li> <li>・ 1 円単位</li> <li>・ お取引店 1 店舗（公的年金お受取り店舗）に限ります。</li> </ul>
5. 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 満期日以後に一括して払い戻します。</li> </ul>
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 自動継続後の適用金利 (3) 利払方法 (4) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 固定金利</li> <li>・ 預入日のスーパー定期・スーパー定期 300（1 年もの）の店頭表示利率に 0.10% 上乗せした利率を満期日まで適用します。 なお、上乗せ利率は、市場動向の変化などにより変更となる場合がありますので、予めご了承願います。</li> <li>・ 満期日におけるスーパー定期・スーパー定期 300（1 年もの）の店頭表示利率に当金庫所定の利率を上乗せし、満期日まで適用します。</li> <li>・ 満期日に公的年金お受取り指定口座へ入金します。</li> <li>・ 付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算です。</li> </ul>
7. 税金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ お利息には 20%（国税 15%、地方税 5%）の税金がかかります。 （ただし、マル優をご利用の場合は除きます）</li> <li>※平成 25 年 1 月 1 日から令和 19 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の税金がかかります。</li> </ul>
8. 手数料	—————
9. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ マル優のお取扱いができます。</li> </ul>
10. 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ この預金を満期日前に解約する場合は、「定期預金の中途解約利率一覧」の期限前解約利率により計算したお利息とともに支払います。</li> </ul>

11. 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 窓口へご照会ください。</li> </ul>
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 苦情処理措置…本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部カスタマーサポートグループ（9時～17時、電話：03 - 3913 - 1158）にお申し出ください。</li> <li>・ 紛争解決措置…東京弁護士会（電話：03 - 3581 - 0031）、第一東京弁護士会（電話：03 - 3595 - 8588）、第二東京弁護士会（電話：03 - 3581 - 2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部カスタマーサポートグループまたは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03 - 3517 - 5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出頂くことも可能です。  <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部カスタマーサポートグループもしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p> </li> </ul>
13. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。</li> <li>・ 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨をお申し出ください。</li> <li>・ 継続を停止した場合のこの預金の利息は満期日以後にこの預金とともに支払います。  <p>なお、満期日以後のお利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。</p> </li> <li>・ 満期日に当金庫で公的年金のお受取りを確認できない場合は、自動継続を停止させていただきます。</li> <li>・ 継続日においてこの預金の取扱いが終了している時は、スーパー定期・スーパー定期 300（1年もの）に自動的に継続します。  <p>なお、この場合の継続後の利率は継続日におけるスーパー定期・スーパー定期 300（1年もの）の店頭表示利率を満期日まで適用します。</p> </li> <li>・ 通帳・証書のお取扱いができます。</li> <li>・ 総合口座のお取扱いはできません。</li> <li>・ A T Mでのお取扱いはできません。</li> </ul>
14. 預金保険の付保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 預金保険制度の付保対象預金です。1預金者あたり元本 1,000 万円までとのお利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して 1,000 万円までとのお利息が保護されます）</li> </ul>